

令和6年度食品中に残留する動物用医薬品等の検査結果

動物用医薬品とは、牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚に対して、病気の予防や治療等のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の総称である。

食品は、抗生物質又は抗菌性物質を含有してはならないことが成分規格として定められている。ただし、平成18年5月29日からポジティブリスト制度が導入され、残留基準が定められている場合は、その基準に基づき規制されるが、残留基準が定められていない場合は、ヒトの健康を損なうおそれのない量、いわゆる一律基準（0.01 ppm）により規制されることとなった。

東京都では残留動物用医薬品等について、都内に流通する畜産物及び魚介類を対象として検査を実施している。また、と畜場においては、と畜段階で検査を実施している。令和6年度の検査結果は以下のとおりであった。

1 実施期間

令和6年4月から令和7年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査項目(表1)

抗菌性物質 58 種、内寄生虫駆除剤 24 種、その他 13 種 計 95 項目

5 検査対象品目(表2、表3、表5)

- (1) 畜産物：食肉、食鳥卵、乳類等 計 1,041 検体
- (2) 魚介類：海水魚、淡水魚等 計 35 検体
- (3) と畜段階での検査：牛、豚 計 52 頭、153 検体

6 検査結果(表2から表5)

畜産物及び魚介類の検査結果を表2から表4に示した。豚腎臓1検体から基準値を超えるドキシサイクリン、豚筋肉1検体から基準値を超えるスルファメトキサゾール、鶏肉1検体から基準値を超えるラサロンドを検出した。

と畜段階での検査結果を表5に示した。残留抗菌性物質を3検体から検出した。

表1 動物用医薬品等の検査項目

分類		動物用医薬品
抗菌性物質 (58種)	抗生物質 (28種)	アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、ペニシリン系、マクロライド系、β-ラクタム系、アンピシリン、エリスロマイシン、オキシテトラサイクリン、クロキサシリン、クロラムフェニコール、クロルテトラサイクリン、ゲンタマイシン、サリノマイシン、ジクロキサシリン、ジヒドロストレプトマイシン、ストレプトマイシン、スピラマイシン、チルミコシン、テトラサイクリン、ドキシサイクリン、ナフシリン、ナラシン、ネオスピラマイシン、ベンジルペニシリン、マデュラマイシン、モネンシン、ラサロシド、リンコマイシン
	合成抗菌剤 (30種)	キノロン系、ニューキノロン系、エトバペート、エンロフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルビフロキサシン、オルメトプリム、サラフロキサシン、シプロフロキサシン、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシシン、スルファセタミド、スルファチアゾール、スルファドキシシン、スルファニトラン、スルファピリジン、スルファメトキサゾール、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメトキシシン、スルフィソゾール、ダノフロキサシン、トリメトプリム、ナリジクス酸、フロルフエニコール、マルボフロキサシン
内寄生虫駆除剤 (24種)	内寄生虫駆除剤 (24種)	アルベンダゾール、イベルメクチン、エプリノメクチン、オキシベンダゾール、オクスフェンダゾール、オクスフェンダゾールスルホン、クロサンテル、クロピドール、クロルスロン、ジクラズリル、チアベンダゾール、デコキネート、ドラメクチン、トルトラズリル、トルトラズリルスルホキシド、トルトラズリルスルホン、ナイカルバジン、ピリメタミン、フェバンテル、フェンベンダゾール、モキシデクチン、レバミゾール、2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾール
その他 (13種)	ホルモン剤 (5種)	ゼラノール、デキサメタゾン、プレドニゾロン、メチルプレドニゾロン、β-トレンボロン
	殺鼠剤 (1種)	ワルファリン
	殺ダニ剤 (2種)	アミトラズ、クマホス
	殺虫剤 (2種)	トリクロルホン、ファミフル
	鎮静剤 (1種)	キシラジン
	気管支拡張剤(1種)	クレンプテロール
	抗炎症剤 (1種)	フルニキシム

表2 畜産物中に残留する動物用医薬品等の検査結果（カッコ内は検出検体数）

食品名	抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤	その他					
	抗生物質	合成抗菌剤		ホルモン剤	殺鼠剤	殺ダニ剤	殺虫剤	鎮静剤	気管支拡張剤
	検体数	検体数		検体数	検体数	検体数	検体数	検体数	検体数
牛	筋肉	318	115	80(1)	48	48	48	48	48
	腎臓	215							
	肝臓	8							
豚	筋肉	254(2)	119	86	40	40	40	40	40
	腎臓	136							
	肝臓	4							
羊	筋肉								
食鳥	鶏肉	34(2)	34	32(2)					
	鴨肉								
卵	鶏卵	25	25	25					
	液卵	2	2	2					
乳類	生乳	16	16	16					
	牛乳	7							
	低脂肪牛乳	1							
	成分調整牛乳								
	加工乳	1							
その他	その他の食肉								
	蜂蜜	20	20				20(4)		
合計	1,041(3)	331(2)	241(1)	88	88	108(4)	88	88	0

表3 魚介類中に残留する動物用医薬品等の検査結果（カッコ内は検出検体数）

食品名	抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤	食品名	抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤		
	抗生物質	合成抗菌剤			抗生物質	合成抗菌剤			
	検体数	検体数	検体数		検体数	検体数			
海水魚	イカ	3	3	3	淡水魚	アユ	5	5	5
	エビ	6	6	6		ニジマス	1	1	1
	エビ加工品	1	1	1		ヤマメ	4	4	4
	カンパチ	3	3	3		合計	35	35	35
	サケ	7	7	7	(注) エビには、ブラックタイガーとバナメイを含む (注) サケには、ギンザケ、サーモントラウト及びおさしみ サーモンを含む				
	タイ	2	2	2					
	ブリ	3	3	3					

表4 検査で検出した物質の内訳

食品名	原産国	物質名	検出値 (ppm)	残留基準 (ppm)	
畜産物	豚筋肉	ブラジル	ドキシサイクリン	0.01	0.05
	豚筋肉	ブラジル	ドキシサイクリン	0.01	0.05
	牛筋肉	日本	チアベンダゾール	0.04	0.1
	鶏肉	日本	オキシテトラサイクリン	0.06	0.2 ^{※1}
	鶏肉	日本	オキシテトラサイクリン	0.12	0.2 ^{※1}
	鶏肉	ブラジル	ナイカルバジン	0.01	3 ^{※2}
	鶏肉	ブラジル	ナイカルバジン	0.02	3 ^{※2}
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.01	0.2 ^{※3}
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.01	0.2 ^{※3}
	はちみつ	中国	アミトラズ	0.01	0.2 ^{※3}
はちみつ	中国	アミトラズ	0.03	0.2 ^{※3}	

※1：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン（総和をいう。）

※2：N, N' -ビス(4-ニトロフェニル) ウレアとして

※3：代謝体（DMPF）含む

表5 と畜段階における残留抗菌性物質の検査結果

	検査頭数	抗生物質		合成抗菌剤	
		検体数	検出数	検体数	検出数
牛	9	27	-	-	-
豚	82	241	3	5	-
合計	91	268	3	5	0